

更に検討を要する課題

更に検討を要する課題

1 書類の電子データ化, 発受のオンライン化

(1) 書類の作成・発受

- 紙媒体の書類の取扱い
 - ・ 紙媒体の書類を電子データとして保管するに当たって紙媒体の書類の取扱いについて規律を設ける必要があるか。
- オンラインによる発受の原則についての規律の要否
 - ・ 規律を設ける必要があるか。
 - ・ 規律を設けるものとした場合, どのような形式・内容のものとするか。対象とする手続や書類の種類を限定する必要があるか。
 - ・ 例外とすべき場合があるか。

(2) 令状の請求・発付・執行

- 電子令状の呈示に関する規律の要否
 - ・ 被処分者に令状の写しを交付しなければならないこととする必要性・相当性があるか。

(3) 電子データの証拠収集

(4) 閲覧・謄写・交付

(5) 公判廷における証拠調べ

- 必要となる法的措置
 - ・ 電子データのうち文字の言語的内容以外のものの証拠調べ方法について, どのようなものが考えられるか。

2 捜査・公判における手続の非対面・遠隔化

(1) 取調べ等

- ビデオリンク方式による取調べ
 - ・ ビデオリンク方式により取調べを実施する場合に、録音・録画を義務付けるべきか。
- 刑訴法321条1項2号の「検察官の面前」
 - ・ 検察官がビデオリンク方式による取調べを実施した場合の「検察官の面前」との要件について、供述人の所在場所に関する規律を設けるべきか。

(2) 被疑者・被告人との接見交通

- 考えられる弊害と採り得る方策
 - ・ 刑訴法39条1項の「立会人なくして接見」としてビデオリンク方式によりすることができるものとするべきか、権利としての「接見」ではなく、外部交通の方法としてビデオリンク方式により行うことができるものと位置付けるか。

(3) 打合せ・公判前整理手続

(4) 証人尋問等

- 要件の在り方
 - ・ 新たに必要性の類型的要件を追加する方法による場合、これに加えて同意があること（異議のないこと）を要件とするべきか。
 - ・ 外国に所在する証人のビデオリンク方式による証人尋問について、その要件をどのようなものとするか。
 - ・ 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会で検討されている案（裁判所が相当と認める場合において、当事者に異議がないとき）と同様の要件を設けるか。

(5) 公判期日への出頭等

(6) 裁判員等選任手続

- 必要性
 - ・ 被告人を裁判員等選任手続に出席させる場合において、ビデオリンク方式により「出席」させることができるものとする必要性はあるか。

(7) 公判審理の傍聴

3 その他

- 法整備に当たっての基本的な方針
 - ・ 書類を電子データにより作成・管理し、オンラインにより発受することができるようにするに当たり、そのままの文言では適用が困難である規定のみ法整備をするか、明確化のために広く法整備をするか。(1 (1)書類の作成・発受, (2)令状の請求・発付・執行, (3)電子データの証拠収集, (4)閲覧・謄写・交付, (5)公判廷における証拠調べ)
- 非対面の手続における対面との差異
 - ・ 対面による場合とビデオリンク方式による場合との間に事実上の差異があることを前提とした場合、この差異が何らかの法的価値・利益を損ねることとなるのか、要件の在り方にどのように反映させるべきか。(2 (3)打合せ・公判前整理手続, (4)証人尋問等, (5)公判期日への出頭等, (6)裁判員等選任手続)
- ビデオリンク方式による「出頭」等
 - ・ 「出頭」等をする者の意向にかかわらず、裁判所がビデオリンク方式による「出頭」等を命じることができるものとするか。(2 (3)打合せ・公判前整理手続, (5)公判期日への出頭等, (6)裁判員等選任手続)